

## アタッチメント検査済シール等のご案内



- 平成25年7月より特定自主検査の対象機械の解体用機械に従来の「ブレーカ」に加えて「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」の3機種が追加されました。

厚生労働省通達 平成25年6月3日付 基安発0603 第1号

「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）」の別紙「要請事項」より抜粋

2 車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え、次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

- (4) 1年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、**取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシールを貼るよう努めること。**

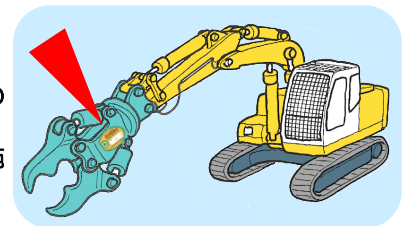
### アタッチメント検査済シール 事業内検査、検査業者検査共通

- 「アタッチメント検査済シール」は特定自主検査（事業内検査または検査業者検査）を実施した際、本体に貼付する「検査済標章」に加え、解体用機械のアタッチメントに貼付し、特定自主検査を実施したことを証するためのものです。

注）この件は、解体用機械のみならず、取替え可能なアタッチメントを有する車両系建設機械にも適用されます。

- ・頒布価格 大小とも一枚  
会員 110円 一般 220円（消費税込）

- ・使用方法  
特定自主検査実施年月を記入し、アタッチメントの見やすい箇所に貼付する。  
汚損・破損の都度検査実施時期を確認して貼替える。



大 BP-KC-01



小 BP-KC-02

### アタッチメント出荷シール

- ・頒布価格  
会員 110円 一般 220円（消費税込）

- 製造業者又は販売業者が新品アタッチメントをユーザーに納入するとき、第1回目の特定自主検査の実施時期をアタッチメントの所有者、現場関係者等に明らかにするため貼付するものです。車両系建設機械用アタッチメントの製造業者、販売業者のかたがご購入いただけます。



BP-KLC-01

- ご購入は 最寄りの 建荷協（けんきょう）支部 へ お申し付け下さい。